

○ 総務省令第 号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、全國家計構造調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年 月 日

全國家計構造調査規則の一部を改正する省令

全國家計構造調査規則（昭和五十九年總理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

総務大臣 鈴木 淳司

改 正 後

(調査の対象)

第六条 全国家計構造調査は、次の各号に掲げる調査の種類に応じて、当該各号に定めるもの（第九条第二項並びに第十三条第一項第一号及び第二号において「調査対象世帯等」）といふ。）について行う。

〔一～三 略〕

四 個人収支状況調査 総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「個人収支状況調査世帯」という。）の十八歳以上の世帯員（調査事項等）

第七条 全國家計構造調査は、次に掲げる事項（以下「調査事項」という。）のうち、基本調査の場合には基本調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、簡易調査の場合には簡易調査世帯に係る第二号から第八号までに掲げる事項を、家計調査世帯特別調査の場合には特別調査世帯に係る第一号から第七号までに掲げる事項を、個人収支状況調査の場合には個人収支状況調査世帯の十八歳以上の世帯員に係る第一号、第二号及び第五号に掲げる事項をそれぞれ調査する。

〔一～八 略〕

2 総務大臣は、全國家計構造調査に用いる調査票の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第九条 [略]

2 統計調査員は、基本調査及び簡易調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（基本調査及び簡易調査にあつては市町村長から指定された調査区を、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事から指定された調査区をいう。第十三条第一項各号において同じ。）内にある調査対象世帯等に係る調査票の配布及び取集、調査対象世帯等に係る識別符号（総務大臣が調査対象世帯等を識別するため付した符号をいう。第十三条第一項第一号及び第十五条第三項第一号において同じ。）を記載した書類の配布、関係書類の作成並びにこれらに附帶する事務を行う。

〔3～5 略〕

6 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第六号の規定により同表五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いすれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。次条において「基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

〔7 略〕

(基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務の報告)

改 正 前

(調査の対象)

第六条 全國家計構造調査は、次の各号に掲げる調査の種類に応じて、当該各号に定めるものについて行う。

〔一～三 同上〕

四 個人収支状況調査 総務大臣の指定する地域において総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した世帯（以下「個人収支状況調査世帯」という。）の世帯員（調査事項等）

第七条 全國家計構造調査は、総務大臣の定める様式による調査票により、次に掲げる事項のうち、基本調査の場合には基本調査世帯に係る第一号から第八号までに掲げる事項を、簡易調査の場合には簡易調査世帯に係る第二号から第八号までに掲げる事項を、家計調査世帯特別調査の場合には特別調査世帯に係る第一号から第七号までに掲げる事項を、個人収支状況調査の場合には個人収支状況調査世帯の世帯員に係る第一号、第二号及び第五号に掲げる事項をそれぞれ調査する。

〔一～八 同上〕

2 総務大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。

（統計調査員）

第九条 [同上]

2 統計調査員は、基本調査及び簡易調査にあつては市町村長の調査実施上の指導、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区（基本調査及び簡易調査にあつては市町村長から指定された調査区を、家計調査世帯特別調査及び個人収支状況調査にあつては都道府県知事から指定された調査区をいう。以下同じ。）内にある基本調査世帯、簡易調査世帯、特別調査世帯又は個人収支状況調査世帯に係る調査票の配布及び取集、関係書類の作成並びにこれらに附帶する事務を行う。

〔3～5 同上〕

6 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により同表五の項第三欄第一号、第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いすれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。次条において「基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務」という。）を処理する場合において、統計調査員を設置したときは、当該統計調査員の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

〔7 同上〕

(基本調査及び簡易調査の統計調査員等に関する事務の報告)

第十条 都道府県知事は、統計法施行令別表第一備考第六号の規定により基本調査及び簡易調査

第十条 都道府県知事は、統計法施行令別表第七号の規定により基本調査及び簡易調査

の統計調査員等に関する事務を市町村長に処理させることとしたときは、その旨を総務大臣に報告するものとする。

(委託の報告)

第十一條 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第六号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いすれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。第十三条第一項第一号において「基本調査及び簡易調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

[2 略]

(調査の方法及び期間)

第十三条 全国家計構造調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

(調査の方法及び期間)

第十一條 市町村長は、統計法施行令別表第一備考第七号の規定により同表五の項第三欄第三号、第四号及び第七号に掲げる事務（いすれも同欄第二号に規定する調査に係る事務を除く。第十三条第一項において「基本調査及び簡易調査の調査票の配布・取集等に関する事務」という。）を民間事業者に委託して行うこととしたときは、その旨及び当該民間事業者に使用される者の氏名その他総務大臣の定める事項を都道府県知事に報告するものとする。

(委託の報告)

一 調査員（第九条第四項の規定により調査員の事務の一部を行う指導員を含む。次号及び第三号並びに第十五条第三項第二号及び第三号において同じ。）又は統計法施行令別表第一備

〔新設〕

考第六号の規定により基本調査及び簡易調査の調査票の配布・取集等に関する事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及び当該民間事業者に使用される者（以下「民間事業者等」という。）が識別符号を記載した書類を担当調査区内の調査対象世帯等ごとに配布し、及び総務大臣が基本調査世帯、簡易調査世帯若しくは特別調査世帯の世帯主若しくはこれらに準ずる者又は個人収支状況調査世帯の十八歳以上の世帯員若しくは世帯主若しくはこれらに準ずる者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び第十五条第三項第一号において同じ。）から電気通信回線を通じて当該識別符号を用いて送信された調査事項に係る情報を総務大臣の使用に係る電子計算機において受信する方法

二 調査員又は民間事業者等が調査票を担当調査区内の調査対象世帯等ごとに配布し、及び取集し、並びに質問する方法

三 調査員又は民間事業者等が調査票を担当調査区内の簡易調査世帯ごとに配布し、及び質問し、並びに都道府県知事がその指定する場所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同一条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（第十五条第三項第三号において「郵便等」という。）により当該調査票の提出を受ける方法

[2・3 略]

(報告の義務及び方法)

第十五条 全国家計構造調査に当たつては、調査事項について、基本調査、簡易調査及び家計調

[2・3 同上]

(報告の義務及び方法)

第十五条 全国家計構造調査に当たつては、第七条第一項各号に掲げる事項について、基本調査

査世帯特別調査にあっては基本調査世帯、簡易調査世帯及び特別調査世帯の世帯主、個人収支状況調査にあっては個人収支状況調査世帯の十八歳以上の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

2 基本調査世帯、簡易調査世帯及び特別調査世帯の世帯主に準ずる者並びに個人収支状況調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、次の各号に掲げる全国家計構造調査の方法の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。

一 第十三条第一項第一号に掲げる方法 基本調査世帯、簡易調査世帯若しくは特別調査世帯の世帯主若しくはこれらに準ずる者又は個人収支状況調査世帯の十八歳以上の世帯員若しくは世帯主若しくはこれらに準ずる者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて総務大臣の使用に係る電子計算機に識別符号を用いて調査事項に係る情報を送信する方法

二 第十三条第一項第二号に掲げる方法 調査票に記入し、調査員又は民間事業者等による当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答える方法

三 第十三条第一項第三号に掲げる方法 調査票に記入し、調査員又は民間事業者等の質問に答え、及び当該調査票を都道府県知事に対し、都道府県知事の指定する場所に郵便等により提出する方法

〔削る〕

(結果の公表)

第十七条 総務大臣は、調査票（第十五条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第十八条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票（第十五条第三項第一号の規定により報告された調査事項に係る情報を含む。）の内容（第七条第一項第五号に掲げる事項のうち、特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

、簡易調査及び家計調査世帯特別調査にあっては基本調査世帯、簡易調査世帯及び家計調査世帯特別調査世帯の世帯主、個人収支状況調査にあっては個人収支状況調査世帯の世帯主に準ずる者及び個人収支状況調査世帯の世帯員がそれぞれ報告しなければならない。

2 基本調査世帯、簡易調査世帯及び特別調査世帯の世帯主に準ずる者並びに個人収支状況調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、前項の規定により報告すべき者に代わって当該報告を行うことができる。

3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の取集に応じ、及び調査員又は民間事業者等の質問に答えることにより行うものとする。

〔新設〕

4 前項の規定にかかわらず、簡易調査世帯の世帯主は、前項の規定により記入した調査票を、

総務大臣が定めるところにより調査員が指定する場所に郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により送付することにより、当該調査票の取集に応じたこととみなす。

(結果の公表)

第十七条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

(調査票等の保存)

第十八条 総務省統計局長は、調査票を二年間、調査票の内容（第七条第一項第五号に掲げる事項のうち、特定の個人を識別することができる事項に係る部分を除く。）が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。